

今年の夏も猛暑でしたね。まだまだ暑い日が続いており、夏の疲れも出る頃ですので、体調管理にはくれぐれも気をつけましょう。

☆☆☆ 月間重点目標 ☆☆☆
「安全作業 一人ひとりの心がけ」 (by 橋本さん)

◆ 今月の予定 ◆

- 8日(木) (本社)総務会議
- 10日(土) (本社)品質会議
営業・製造会議
- 14日(水) (岡山)製造会議
- 14~16日 (本社)技術交流
中村さん、富士さん

～ 税金・社会保険シリーズ② ～

『所得税の控除について』

所得税の控除には「所得控除」と「税額控除」があります。「所得控除」は税額を計算する前に年間の所得金額から、当てはまる控除額を差し引くもので、毎年11月末に年末調整資料として会社に申告・提出するので、皆さんご存知のものも多いかと思いますが。それに対して「税額控除」は最終的に出てきた納税額から、控除額を直接差し引くものです。

所得税の税額を計算する仕組み

①所得から所得控除を差し引いて課税所得を求める
 $\langle \text{所得} - \text{所得控除} = \text{課税所得} \rangle$

②課税所得に税率をかけて所得税額を計算する
 $\langle \text{課税所得} \times \text{所得税率} = \text{所得税額} \rangle$

③ここから税額控除を差し引き、最終的な所得税額が決定。
 $\langle \text{所得税額} - \text{税額控除} = \text{所得税納付額} \rangle$

◎主な所得控除

【年末調整で申請できるもの】

- 基礎控除**
どの納税者も無条件で一律38万円が控除されます。
- 給与所得控除について**
サラリーマンの必要経費として認められている控除。控除額は年収に応じて所得税法で定められています。
- 社会保険料控除**
給料から天引きされている社会保険料の全額が控除されます。
- 配偶者控除**
配偶者がいる場合、配偶者の給与収入が103万円以下であれば、38万円が控除されます。
- 配偶者特別控除**
配偶者の給与収入が103万円を超えた場合、3の配偶者控除は受けられませんが、給与収入141万円までは段階的に控除されます。(※本人の所得が1000万円以下の場合のみ適用)
- 扶養控除**
扶養人数に応じて基本的に38万円が控除されます。仕送りをしている場合や、老人ホーム代を出している場合などもOK。
子どもに対する扶養控除ですが、H24年の児童手当の導入に伴い、16歳未満の子どもは対象からはずされ、現在は16歳～19歳未満の子ども(高校生)には一般の扶養控除38万円が控除されます。(※右表参照)
- 特定扶養控除**
19歳～23歳未満の特定扶養親族がいる場合に63万円が控除されます。大学生がいる世帯の負担を減らすためにできた制度ですが、対象年齢であれば、浪人生やフリーター、正社員でも控除を受けることができます。但し対象者の給与収入が103万円以下に限られます。
- 生命保険料控除**
払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が控除されます。税制改正により、H24年分から控除の内容が変わりました。(※生命保険料控除の詳しい内容については、またあらためて取り上げたいと思います。)
- 地震保険料控除**
H18年より損害保険料控除が廃止され、現在は地震保険料のみが控除の対象。地震保険は火災保険とセット契約でしか加入できませんが、火災保険料部分は控除の対象になりません。控除額は最高5万円を限度として、対象保険契約の全額が対象となります。(※経過措置としてH18年までに契約した長期の損害保険については廃止となった損害保険料控除を適用可)

◎主な税額控除

- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)**
住宅ローンなどを利用して住宅を購入、新築または増改築工事をしたとき、一定の条件を満たせば入居した年から10年間にわたり、ローン残高の1%(最高限度額40万円)が控除されます。所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。初年度は確定申告をする必要がありますが、2年目以降は、年末調整で控除を受けることができます。そのため控除申告書は税務署から最初にまとめて送られてくるので、しっかり保管しておきましょう。(再発行可)
- 雑損控除**
災害、盗難、横領によって生活に通常必要な住宅や家具、衣類等の資産の損失を受けた場合に一定の金額の控除が受けられるものです。控除額はほとんどの場合、実際の被害額-5万円です。(※詐欺や恐喝による被害は対象外)
- 医療費控除**
家族全員分の1年間にかかった医療費の合計から10万円を差し引いた残りの金額に所得税率を乗じた額が還付金として戻ってきます。(広報紙24号参照)
- 寄付金控除**
特定の団体への寄付金(ふるさと納税など)について控除が受けられます。ふるさと納税については「ワンストップ特例制度」を利用した場合、確定申告は不要で、所得税ではなく、住民税が減額されます。(広報紙44号参照)

子どもの扶養控除改正による増税

H24年の子ども手当から児童手当への改正、H22年に施行された高校授業料無償化に伴い、H24年から以下のように子どもの扶養控除額が変わりました。

		所得税控除額	住民税控除額	控除減少額
16歳未満	H23年まで	380,000	330,000	▼710,000
	H24年以降	0	0	
16～19歳未満	H23年まで	630,000	450,000	▼370,000
	H24年以降	380,000	330,000	
19～23歳未満	H23年まで	630,000	450,000	0
	H24年以降	630,000	450,000	

例を挙げてどのくらい増税になったか見てみましょう。

～夫：年収600万円／妻：専業主婦／長男15歳／長女14歳の4人家族の場合～

	所得税額	住民税額	増税額
H23年まで	176,500	248,000	△162,000
H24年以降	272,500	314,000	

控除が減り、課税所得金額が274万円から350万円になり、330万円を超えたので、所得税率が10%から20%になってしまいました。支給される手当についてはいつも大きく報じられますが、財源としてこのような増税がされていることはあまり知られていないのではないのでしょうか。増税分を差し引くと、この家族の場合、児童手当は一人当たり10,000円/月ですが、実質3,250円/月になってしまいます。